

特別児童扶養手当のおしらせ

問 社會福祉課
☎ 内線1711

特別児童扶養手当を受けることができる方

ただし、次の場合は受
給する資格がありません

の方はその年度（8月から翌年7月まで）の手当が停止されます。

ぐださい。知事の認定を受けることにより、県が

できる場合があります
ので窓口にご相談くだ

◆【表1】手当の対象となる児童の障害の程度

<u>特別児童扶養手当1級</u>	<u>特別児童扶養手当2級</u>
<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当するもの・療育手帳の判定がⒶ・A程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当するもの・療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合

精神、知的または身体に障害等のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方が対象となります。なお手当を受けるためには、申請が必要となります。

ただし、次の場合は受給する資格がありません

◆【表2】手当の額

等級	等級月額 (児童1人につき)
1級	51,500円
2級	34,300円

の方はその年度（8月から翌年7月まで）の手当が停止されます。

ぐださい。知事の認定を受けることにより、県が

できる場合があります
ので窓口にご相談くだ

◆【表4】所得限度額表

扶養親族の数	請求者(本人)	配偶者および扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下213,000円 ずつ加算

特別り重税着手当の額および支払日

手当の額は認定請求をした日の属する翌月分より【表2】の額が支給されます。ただし、前年の所得(課税台帳による)が【表4】の所得限度額以上

③児童が児童福祉施設に入所しているとき

特別児童扶養手当 の額および支払日

手当を受けるため の手続き

所得が限度額以上である場合は、その年度（8月か

所得による支給制限

①請求者と対象児童の可

●療育手帳の判定が

◆手書き・問い合わせ

手続き…社会福祉課窓口
問い合わせ…社会福祉課
☎873-2111内線1711

